

改正

平成27年7月15日教委告示第9号

平成27年12月28日教委告示第11号

飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第2項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒並びに町立の小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童生徒若しくは通常の学級に在籍し、障がいに応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施と振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「就学援助費」とは要保護及び準要保護児童生徒援助費補助費をいい、「就学奨励費」とは特別支援教育就学奨励費補助費をいう。

(給付対象経費)

第3条 給付対象経費は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(給付金額)

第4条 前条に掲げる給付対象経費に係わる給付金の額は、国の定める額の範囲内とする。ただし、実費を給付することが望ましい旨定められているものについては、予算の範囲内で給付することができるものとする。なお、通常学級に在籍し、他校に配置された通級指導教室等において障がいに応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者への給付対象経費は、別表第2の2から4までの費目とする。

(給付対象者)

第5条 給付対象者は、町内に住所を有する学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒の同法第16条に規定する保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、クラブ活動費、体育実技用具費及び学校給食費の給付については同法第13条の規定による教育扶助が、新入学児童生徒学用品費等については、同法第12条の規定

による生活扶助が行われている者に対するものを除く。)

(2) 準要保護者

① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定による町民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条の規定による町民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定による事業税の減免

(オ) 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

(カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定による国民年金の掛金の減免

(キ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用される地方税法の規定に基づき、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 世帯更生資金貸付制度による貸付

② ①以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者

(ウ) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(エ) 学校納付金の納付状態の悪い者又は被服、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活が極めて困難と認められる者

(オ) 経済的理由による欠席日数が多い児童又は生徒の保護者

③ その他学校長又は飯綱町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に給付する必要があると認める者

(3) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者又は通常の学級に在籍し、他校に設置された通級指導教室等において障がいに応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条に規定する保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領の定めるところによる者。ただし、前2号に規定する要保護者及び準要保護者を除くものとする。

(受給申請)

第6条 就学援助費の給付を受けようとする者は、就学援助申請書（様式第1号）及び世帯表（様式第2号）を、学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

2 学校長は、保護者から前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、就学援助費の支給について意見を付し、教育委員会へ提出するものとする。

3 就学奨励費の給付を受けようとする者は、就学奨励費申請書（様式第3号）及び支給すべき経費の算定に必要な資料を、学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

（給付の認否の決定）

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、給付の認否を決定し、申請者に通知するものとする。

（認定の取消等）

第8条 就学援助費の給付を受けている者が、年度途中において世帯の経済状況の好転により給付を辞退した場合又は転学若しくは死亡等により給付を必要としなくなった場合は、教育委員会は就学援助費の認定を取り消すことができるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、教育委員会は、第7条の規定により給付の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が偽り又は不正の申請により給付を受けていることが判明した場合は、認定を取り消し、既に給付した就学援助費及び就学奨励費の全部又は一部の返還を受給者に命ずることができるものとする。

（支払い方法等）

第9条 給付対象経費の支給については、当該児童又は生徒の保護者に対して金銭をもって支給するものとする。ただし、保護者に給付することによって児童又は生徒の就学に支障が生じるおそれがある場合には、現物をもって支給することができる。

2 給付金は年2回（9月、2月）に分け支給するものとする。

（報告事項）

第10条 就学援助費及び就学奨励費の給付の対象となる児童又は生徒が年度の中途において転学又は死亡等により給付を必要としなくなったときは、学校長は速やかに教育委員会へ報告するものとする。

（委任事項）

第11条 学校長は、保護者の委任に基づき給付金を請求、受領管理及び処理できるものとする。

2 学校長は、前項の委任について承諾したときは、委任状（様式第4号）を保護者から受領し、教育委員会へ提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年7月15日教委告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日教委告示第11号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

就学援助費

対象経費		
1 学用品等	(1) 学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費
	(2) 通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が、通常必要とする通学用品又はその購入費
	(3) 校外活動費	①宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動(学校外に教育の場を求めて行なわれる学校行事としての活動)に参加するため直接必要な交通費及び見学料
		②宿泊を伴うもの 児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料(修学旅行を除く。)
	(4) 体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費
(5) 新入学児童・生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費	

	(6) 修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
	(7) 通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
	(8) クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童全員が一律に負担すべきこととなる経費
	(9) 生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費
	(10) P T A会費	小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
2	医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する費用
3	学校給食費	小学校又は中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費

別表第2（第3条関係）

就学奨励費

対象経費		
1	学校給食費	小学校又は中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費
2	通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
3	職場実習交通費	中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校

	外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費
4 交流学习交通費	学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費
5 修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
6 校外活動費	①宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料 ②宿泊を伴うもの 児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料(修学旅行を除く。)
7 学用品費	①児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費 ②体育実技用具費 ③拡大教材費(弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費)
8 新入学児童・生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費
9 通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が、通常必要とする通学用品又はその購入費

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第11条関係)